

令和4年度決算に基づく令和5年度健全化判断比率等(暫定値)をお知らせします

令和4年度の決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による令和5年度の健全化判断比率等を算定した結果がまとめましたので、お知らせします。

1 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率 ~ 福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字額を市税等の財源の規模と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示します。
- ② 連結実質赤字比率 ~ すべての会計の赤字と黒字を合算して、その団体としての全体の資金の不足の程度を把握するため、市税等の財源の規模と比較して指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します。
- ③ 実質公債費比率 ~ 借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。
- ④ 将来負担比率 ~ 地方公共団体の一般会計の借入金(市債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

指 標 名	岩見沢市		財 政 健 全 化 法	
	令和5年度 (令和4年度決算)	令和4年度 (令和3年度決算)	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	12.10 %	20 %
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	17.10 %	30 %
実 質 公 債 費 比 率	10.2 %	9.4 %	25 %	35 %
将 来 負 担 比 率	76.4 %	75.4 %	350 %	

※ 岩見沢市欄の「ー」表示は黒字であることを表す。

2 資金不足比率(公営企業会計ごと)

公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。

会 計 名	岩見沢市		財政健全化法 経営健全化基準 20 %
	令和5年度 (令和4年度決算)	令和4年度 (令和3年度決算)	
公 設 卸 売 市 場 費	—	—	
農 業 集 落 排 水 事 業 費	—	—	
公 共 用 地 等 造 成 費	—	—	
企 業 用 地 造 成 費	—	—	
病 院 事 業 会 計	—	—	
水 道 事 業 会 計	—	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	—	

※ 岩見沢市欄の「ー」表示は資金不足が生じていないことを表す。

3 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

(1)目的

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化の促進を図るもので

(2)健全化判断比率等の公表

地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務付けられました。

(3)財政の早期健全化

健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、「自主的な改善努力による財政健全化」を行う必要があります。

(4)財政の再生

健全化判断比率のいずれかが「財政再生基準」以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、「国等の関与による確実な再生」に取り組む必要があります。

(5)公営企業の経営の健全化

公営企業ごとに算出した資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合は、「経営健全化計画」を策定し、「自主的な改善努力による経営健全化」を行う必要があります。

4 対象となる会計等

会計区分	会計・法人名など	実質赤字	連結実質赤字	実質公債費	将来負担	資金不足
岩見沢市	一般会計等	一般会計 高等学校費	↑↓	↑	↑	
	公営事業会計 うち公営企業会計	国民健康保険費				
		介護保険費				
		後期高齢者医療費				
		公設卸売市場費				
		農業集落排水事業費				
		公共用地等造成費				
	一部事務組合 広域連合	企業用地造成費				
		病院事業会計				
		水道事業会計				
		下水道事業会計	↓	↓	↓	↑
第三セクター		(一財)岩見沢振興公社				